

Step 8 出資馬デビュー(獲得賞金とその分配)

JRA賞金は、以下のとおり交付されます。

1着から5着馬に対し、本賞金が交付され、6着から9着馬(重賞競走、及び平地オープン競走は10着まで)に対しても出走奨励金が交付されます。これ以外にも賞金、手当が交付されます。(詳しくはP.10~11「賞金一覧表」をご覧ください)

分配金は、賞金が発生した翌月の25日(銀行休業日の場合は前営業日)に出資口数に応じて、会員様ご指定口座にお振り込みいたします。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

Step 8 分配金のお支払い
分配金は、毎月25日(銀行休業日の場合は前営業日)に出資口数に応じて、会員様ご指定口座にお振り込みいたします。(前月分)

Step 7 請求明細書と支払通知書を発送
毎月13日頃に発送させていただきます。(前月分)

Step 5.7 引き落とし
毎月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、口座振替させていただきます。(前月分)

優勝賞品売却代金の分配

クラブ法人は、所属馬が出走レースで優勝獲得した賞品のうち10万円(JRA等購入価格)を超える、「純金メダル・金製品・宝飾品など」に限り当該優勝馬の出資会員に対し、当該賞品を入札形式で最低入札額を超える最高入札者に売却提供致します。なお、入札者が無い場合は、愛馬会法人が業者買取価格(ご案内の最低入札額)にて賞品を購入することと致します。

● 最低入札額 ●



純金メダル
時価



金製品
時価



宝飾品など
JRA等
購入価格の
60%*



*作者が美術年鑑に記載されている美術工芸品は購入価格の100%

Step 9 出資馬の引退

出資馬が引退もしくは死亡し、中央競馬会または地方競馬全国協会の当クラブ法人としての登録が抹消された後、精算の手続きがおこなわれます。

出資馬の実績に応じて、下記の通り分配金をお支払いいたします。

- 引退する牡馬が種牡馬として売却可能な場合、売却代金から諸経費等を控除した金額の60%を出資口数に応じて会員に分配します。
- 引退する牡馬が売却可能な場合(種牡馬としての売却を除く)売却代金から売却手数料を引いた全額を出資口数に応じて会員に分配します。
- 牝馬(地方競馬ファンドの馬を除く)が引退した場合売却代金として、募集価格の5%相当額を会員に分配します。但し、死亡した場合には売却代金の分配はありません。また、当該牝馬が引退にあたり、保険約款に基づき競走能力喪失の診断を受けた場合、この買戻し代金はなく無償にて生産牧場等に譲渡されます。詳しくは巻末の会員規約をご参照ください。



クラブポイント制度のご案内

クラブポイント制度とは、競走馬出資金(輸入経費出資金を除く、以下同じ)の実際の現金お支払額に応じて会員様にクラブポイントが付与され、このポイント相当額を募集馬の競走馬出資金にのみ充当できるというものです。この際ポイント付与率については、一律に「現金出資金額の5%」とさせていただきます。

<クラブポイントご利用に際しての注意点>

■競走馬出資金(割引額、クラブポイント使用額を除く)に対して、出資馬単位に5%のクラブポイントが付与されます(円未満切り捨てとします)。競走馬出資金以外の出資金等にポイントは付与されません。



グリーンファーム・クラブポイントサービス利用規約

2023年8月1日

株式会社グリーンファーム愛馬会

第1条 定義
本規約は、株式会社グリーンファーム愛馬会(以下「愛馬会法人」という)が定める株式会社グリーンファーム愛馬会規約(以下「会員規約」という)に基づき会員登録した会員(以下「会員」といいます)に対して、会員が出資する競走馬出資金(輸入経費出資金を除く、以下同じ)の支払金額に一定の割合で付与するポイント(以下「クラブポイント」という)について、適用ルールを定めるものです。

第2条 クラブポイントの付与
1. 愛馬会法人は、会員が納入する競走馬出資金額に基づいて、当規約が定める方法によりクラブポイントを計算し、対象会員に付与します。
2. クラブポイントは、会員が納入した競走馬出資金額に5%を乗じた金額(円未満切り捨て)をいう。
付与するクラブポイントは、1ポイント=1円とする。
3. クラブポイント付与の対象金額は、毎月の「請求明細書」に記載される会員が実際に現金で支払うべき競走馬出資金額とし、下記(1)から(2)の金額については、ポイント付与の対象から除外します。
(1)競走馬出資金の支払い時に受けた割引額
(2)クラブポイントを使用したポイント金額

第3条 クラブポイント付与の通知と使用開始時期
愛馬会法人は、競走馬出資金の支払いに関して、毎月13日に発行する「請求明細書」において、クラブポイント付与数及びクラブポイント使用数並びにクラブポイント残数を記載します。当該クラブポイントは、前述日以後において募集馬の出資申込みの際に使用できるものと致します。

第4条 クラブポイントの有効期限
クラブポイントの有効期限はありません。しかし当該会員の会員資格失効と同時に保有するクラブポイントの使用権も消滅致します。

第5条 クラブポイント付与率の変更
愛馬会法人は、会員にあらかじめ告知することなく、クラブポイント付与率を変更することができるものとします。但し、かかる変更は付与済みのクラブポイントには何ら影響しません。

第6条 クラブポイントの譲渡禁止
会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたクラブポイントを第三者に譲渡することはできません。

第7条 権利の喪失
会員は、退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、自己に付与されたクラブポイントの使用権は消滅致します。

第8条 割引ポイントの使用方法について
1. 付与されたクラブポイントは、募集馬の出資申込みの競走馬出資金にのみ充当することができます。
2. クラブポイントは、1ポイント=1円として使用することができます。
3. 有効なクラブポイントを有する会員が新規の出資申込みをする場合には、特に申し出のない限り、愛馬会法人は自動的にクラブポイントを競走馬出資金に充当することと致します。
4. 会員が複数の募集馬に同時に投資申込みをする場合には、愛馬会法人はクラブポイントを任意に充当できるものとします。

第9条 運用開始前に募集中止となった場合のポイントの取扱いについて
競走馬ファンドとしての運用開始前の1歳時に引退が決定した競走馬について、当該競走馬出資金の支払いにより付与されたクラブポイントは、ポイント付与時に遡って消滅するものとします。この場合、会員がすでに当該ポイントを使用して他の競走馬への出資申込みをしていた場合には、当該クラブポイント使用金額に相当する競走馬出資金について改めて支払義務が発生します。なお、改めて支払義務の発生した競走馬出資金支払金額に対しては、クラブポイントを付与されるものとします。

第10条 本規定の改定
愛馬会法人は、運営上の事情により本規約を改定することがあります。この場合、愛馬会法人は変更事項を毎月発行する会報に掲載する方法により会員に改定された内容を告知します。